

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約

この条約の締約国は、

南東大西洋におけるすべての海洋生物資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること並びに海洋生物資源の存在する環境及び海洋生態系を保護することを約束し、

南東大西洋の公海における漁業資源の効果的な保存及び管理が緊急かつ継続的に必要であることを認識し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の関連規定を認識し、並びに国際連合食糧農業機関の千九百九十三年の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定及び同機関の千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範を考慮し、

南東大西洋における生物資源の保存及び管理について相互に協力する諸国の義務を認識し、

漁業資源の管理に当たっては、千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定に定める原則及び国際連合食糧農業機関の千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範に従い、予防的な取組方法を実施することに従事し、

公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用のため、必要な措置について合意する適当な小域的又は地域的機関を通じた諸国間の協力が必要であることを認識し、

責任ある漁業を行うことを約束し、

沿岸国が、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び国際法の一般原則に従い、自国の管轄の下にある水域を設定し、かつ、当該水域内において海洋生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を行使していることに留意し、

一貫性のある保存管理措置を確保するため、沿岸国並びに南東大西洋の漁業資源に現実の利害関係を有する他のすべての国及び組織と協力することを希望し、

海洋生物資源から得られる衡平な利益のため、経済的及び地理的な配慮並びに開発途上国及びその沿岸地

域の特別な要請を認識し、

この条約の締約国でない国であつてこの条約に基づいて採択する保存管理措置の適用に同意しないものに対し、当該国の旗を掲げる船舶がこの条約の対象となる資源の漁獲に従事することを認めないよう求め、

南東大西洋における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用のための機関を設立することがこれらの目的に最も寄与することを確信し、

前記の事項を達成することが、全人類の利益、特に開発途上国の特別な利益及び必要性のため、公正かつ
衡平な経済秩序の実現に貢献することに留意して、

次のとおり協定した。

第一条 用語

この条約の適用上、

(a) 「千九百八十二年の条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。

(b) 「千九百九十五年の協定」とは、千九百九十五年の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類

資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二

月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。

(c) 「沿岸国」とは、自国の管轄の下にある水域が条約水域に接続する締約国をいう。

(d) 「委員会」とは、第五条の規定に従って設置する南東大西洋漁業委員会をいう。

(e) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自己についてこの条約の効力が生じている国又は地域的な経済統合のための機関をいう。

(f) 「監督措置」とは、委員会が第十六条の規定に基づいて採択する監視、検査、遵守及び取締りに関する決定又は行動をいう。

(g) 「漁業管理機関」とは、海洋生物資源に関する規制措置をとる権限を有する政府間機関をいう。

(h) 「漁獲」とは、次のことをいう。

(i) 漁業資源を実際に探索し、若しくは採捕すること又は探索しようとし、若しくは採捕しようとする
こと。

(ii) 科学的調査を含むあらゆる目的で、漁業資源を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得る活動に従事すること。

- (iii) 漁業資源の集魚装置又は関連設備（無線標識を含む。）を設置し、探索し、又は回収すること。
- (iv) この(h)に規定する活動を支援し、又は準備するために海上において作業すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における作業を除く。
- (v) この(h)に規定する活動に関連し、航空機を使用すること。ただし、乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態における飛行を除く。
- (i) 「漁業主体」とは、千九百九十五年の協定第一条3に規定する漁業主体をいう。
- (j) 「漁船」とは、漁業資源の商業上の採捕のために使用され、又は使用されることを目的とする船舶（母船その他そのような漁獲操業に直接従事する船舶及び転載に従事する船舶を含む。）をいう。
- (k) 「漁業調査船」とは、(h)に定義する漁獲であつて科学的調査を目的とするものに従事する船舶（常時調査に従事する船舶及び通常は商業的な漁獲操業又は漁獲の補助活動に従事する船舶を含む。）をいう。
- (l) 「漁業資源」とは、条約水域内の魚類、軟体動物、甲殻類その他定着性の種族をいい、次のものを除く。

- (i) 千九百八十二年の条約第七十七条4に規定する沿岸国の漁業管轄権の対象となる定着性の種族
- (ii) 千九百八十二年の条約附属書Iに掲げる高度回遊性の種
- (m) 「旗国」とは、別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかのをいう。
 - (i) 船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国
 - (ii) 地域的な経済統合のための機関であつて、船舶に対して自国の旗を掲げる権利を与える国が構成するもの
- (n) 「海洋生物資源」とは、海洋生態系のすべての生物的な構成要素（海鳥を含む。）をいう。
- (o) 「地域的な経済統合のための機関」とは、別段の定めがある場合を除くほか、当該機関のすべての構成国からこの条約の対象となる事項に関する権限（当該事項に関しその構成国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。
- (p) 「転載」とは、寄港国により陸揚げを記録されることなく、海上又は港において漁船内の全部又は一部の漁業資源を他の漁船に積み卸すことをいう。

第二条 目的

この条約は、この条約の効果的な実施を通じて、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。

第三条 一般原則

締約国は、この条約の目的を實現するに当たり、適当な場合には南東大西洋漁業機関を通じて、特に、次のことを行う。

- (a) 入手することのできる最良の科学的証拠に基づき、この条約が適用される漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するための措置を採択すること。
- (b) 第七条の規定に従い、予防的な取組方法を適用すること。
- (c) 漁獲操業が海鳥、鯨類、あざらし類、うみがめ類等生態学上関連する種に及ぼす影響を十分に考慮しつつ、漁業資源に関するこの条約の規定を適用すること。
- (d) 必要な場合には、採捕の対象となる漁業資源と同一の生態系に属する種又は当該漁業資源に関連し、若しくは依存する種の保存管理措置を採択すること。
- (e) 漁業の慣行及び管理措置においては、海洋生物資源全体への有害な影響を最小にする必要性に十分な

考慮を払うことを確保すること。

(f) 海洋環境における生物の多様性を保全すること。

第四条 地理的適用

この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、条約水域（緯度線及び子午線に沿って次の点を結ぶ線により囲まれる水域のうち、国の管轄の下にある水域を越える全水域をいう。）に適用する。

南緯六度の国の管轄の下にある水域の外縁から真西に西経十度の子午線まで、そこから真北に赤道まで、そこから真西に西経二十度の子午線まで、そこから真南に南緯五十度の緯度線まで、そこから真東に東経三十度の子午線まで、そこから真北にアフリカ大陸の海岸までの線

第五条 機関

1 締約国は、この条約により南東大西洋漁業機関（以下「機関」という。）を設立する。締約国は、機関を維持することに合意する。

2 機関は、次のものから成る。

(a) 委員会

(b) 補助機関としての遵守委員会及び科学委員会並びにこの条約の目的の達成を補助するために委員会が
随時設置する他の補助機関

(c) 事務局

3 機関は、法人格を有するものとし、各締約国の領域において、その任務の遂行及びこの条約の目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における機関及びその職員の特権及び免除は、機関と当該締約国との間の合意によって決定する。

4 機関の公用語は、英語及びポルトガル語とする。

5 機関の本部は、ナミビアに置く。

第六条 委員会

1 各締約国は、委員会の構成国となる。

2 各構成国は、委員会に対し一人の代表を任命するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。

3 委員会は、次の任務を遂行する。

- (a) 必要とされる保存及び管理について特定すること。
- (b) 保存管理措置を作成し、及び採択すること。
- (c) 総漁獲死亡率（非漁獲対象種のものを含む。）を考慮しつつ、総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること。
- (d) 漁獲への参加の性質及び範囲を決定すること。
- (e) 資源の状態を検討し、並びに資源に関連する情報を収集し、分析し、及び普及させること。
- (f) 条約水域及びこれに接続する国の管轄の下にある水域の漁業資源に関する科学的調査を奨励し、促進し、及び、適当な場合には合意により、調整すること。
- (g) 次条の規定に従って作成する予防的な取組方法に基づき資源を管理すること。
- (h) 効果的な監視、規制、監督及び取締りのための適切な協力の仕組みを設けること。
- (i) 条約水域における規制及び取締りに関する措置を採択すること。
- (j) 科学的調査を目的とする漁獲の実施に関する措置を作成すること。
- (k) データの収集、提出、検証、取得の機会及び使用に関する規則を作成すること。

- (1) 適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的助言の入手可能性を確保するため、正確かつ完全な統計的データを編集し、及び普及させること。
 - (m) 遵守委員会、科学委員会、他の補助機関及び事務局に対し指示すること。
 - (n) 機関の予算を承認すること。
 - (o) 任務を遂行するために必要なその他の活動を実行すること。
- 4 委員会は、その手続規則を採択する。
 - 5 委員会は、国際法に従い、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶が委員会の合意した措置を遵守するよう促進するための措置を採択する。
 - 6 委員会は、その決定を作成するに当たり、科学委員会及び遵守委員会からの勧告及び助言を十分に考慮し、特に、資源の生物学的一体性その他の生物学的特性を十分に考慮する。
 - 7 委員会は、効力を有する自己の保存管理措置及び監督措置を公表し、並びに実行可能な限り条約水域において効力を有する他の保存管理措置の記録を保持する。
 - 8 3に規定する措置には、次のものを含めることができる。

- (a) 採捕することのできる種の量
 - (b) 漁獲が可能な水域及び期間
 - (c) 採捕することのできる種の大きさ及び性別
 - (d) 使用することのできる漁具及び漁法
 - (e) 漁獲努力量（使用することのできる船舶の数、種類及び大きさを含む。）
 - (f) 地域及び小地域の指定
 - (g) 種を保護する目的で漁業を規制する他の措置
 - (h) この条約の目的を達成するために委員会が必要と認める他の措置
- 9 この条約に基づいて委員会が採択する保存管理措置及び監督措置は、第二十三条の規定に従って効力を生ずる。

10 委員会は、千九百八十二年の条約第百十六条から第百十九条までの規定を考慮しつつ、この条約の目的の達成に影響を及ぼすと委員会が認めるいずれかの活動について、この条約の非締約国又はこの条約の当事者でない漁業主体の注意を喚起することができる。

11 委員会は、次の事項を損なうと委員会が認めるいずれかの活動について、すべての締約国の注意を喚起する。

(a) 締約国によるこの条約の目的の達成

(b) 当該締約国によるこの条約に基づく義務の遵守

12 委員会は、他の組織により定められた措置であって条約水域における海洋生物資源に影響を及ぼすものを考慮するものとし、また、この条約の目的を害することなく、当該措置との整合性の確保に努める。

13 委員会は、いずれかの締約国が機関の作業に参加しなくなったと決定する場合には、当該締約国と協議する。また、適当と認める場合には、このような事態に取り組むための決定を行うことができる。

第七条 予防的な取組方法の適用

1 委員会は、漁業資源の保護及び海洋環境の保全のため、予防的な取組方法を漁業資源の保存、管理及び開発について広く適用する。

2 委員会は、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払う。十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としては

ならない。

- 3 委員会は、この条の規定を実施するに当たり、予防的な取組方法の適用に関する最良の国際慣行（千九百九十五年の協定附属書Ⅱ及び国際連合食糧農業機関の千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範を含む。）に考慮を払う。

第八条 委員会の会合

- 1 委員会は、年次会合その他必要と認められる会合を開催する。
- 2 委員会の第一回会合は、締約国のうち二以上の国が条約水域において漁獲活動を行っている場合には、この条約の効力発生から三箇月以内に開催するものとし、いかなる場合においてもこの条約の効力発生から六箇月以内に開催する。ナミビア政府は、委員会の第一回会合について締約国と協議する。仮議事日程については、会合の日の一箇月前までに各署名国及び締約国に通報する。
- 3 委員会の第一回会合は、特に、事務局による附属書の規定の実施に関連する経費並びに第六条3(k)及び(1)に規定する委員会の任務を遂行するための措置を優先的に検討する。
- 4 委員会の第一回会合は、機関の本部で開催する。その後も、委員会の会合は、委員会が別段の決定を行

わない限り、機関の本部で開催する。

5 委員会は、締約国の代表のうちから議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、更に二年の任期について一回に限り再選される資格を有する。最初の議長は、委員会の第一回会合において最初の任期を三年として選出される。議長及び副議長は、同一の締約国の代表であってはならない。

6 委員会は、この条約の非締約国の代表がオブザーバーとして参加することを規律する手続規則を採択する。

7 委員会は、政府間機関の代表がオブザーバーとして参加することを規律する手続規則を採択する。

8 条約水域に存在する資源に関心を有する非政府機関の代表は、委員会が採択する規則に従うことを条件として、機関の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えられる。

9 委員会は、8に規定するオブザーバーとしての参加を規律し、及び機関の活動の透明性について規定する規則を採択する。この規則は、この点に関して、不当に制限的であってはならず、また、機関の記録及び報告の入手に関する手続規則に従うことを条件として、当該機関の記録及び報告を適時に入手する権利

について定めるものとする。委員会は、当該手続規則をできる限り速やかに採択する。

10 締約国は、6及び7に規定するオブザーバーとしての参加に関する規則が委員会により採択されるまでの間、この条約の非締約国及び政府間機関の代表をオブザーバーとして招請することをコンセンサス方式によって決定することができる。

第九条 遵守委員会

1 各締約国は、遵守委員会に対し一人の代表を任命する権利を有するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。

2 遵守委員会の任務は、委員会が別段の決定を行わない限り、保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を委員会に提供することとする。

3 遵守委員会は、その任務の遂行に当たり、委員会が指示する活動を実施し、及び次のことを行う。

- (a) 機関により又は機関に代わって行われる遵守活動の調整を行うこと。
- (b) 共通の関心事に関し、科学委員会と調整を行うこと。
- (c) 委員会が指示する他の職務を遂行すること。

- 4 遵守委員会は、委員会が必要と認めるときに会合を開催する。
- 5 遵守委員会は、その会合の運営及びその任務の遂行のための手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。当該手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。当該手続規則には、少数派によって作成された報告を提出するための手続を含める。
- 6 遵守委員会は、委員会の承認を得て、遵守委員会の任務の遂行に必要な補助機関を設置することができる。

第十条 科学委員会

- 1 各締約国は、科学委員会に対し一人の代表を任命する権利を有するものとし、この代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。
- 2 科学委員会は、必要に応じて特別に専門家の助言を求めることができる。
- 3 科学委員会の任務は、この条約の対象となる漁業資源に関する保存管理措置の作成のために委員会に科学的助言及び勧告を行うこと並びに条約水域の海洋生物資源に関する知識を向上させるための科学的調査に関する協力を奨励し、及び促進することとする。

- 4 科学委員会は、その任務の遂行に当たり、委員会が指示する活動を実施し、及び次のことを行う。
 - (a) 条約水域の海洋生物資源に関連する情報の収集、研究及び交換について協議し、協力し、及び奨励すること。
 - (b) 保存管理措置を決定する際に用いられる基準及び手法を定めること。
 - (c) 関連する海洋生物資源の個体群の状態及び傾向を評価すること。
 - (d) 漁獲その他人間の活動が漁業資源の個体群に及ぼす直接的及び間接的な影響に関するデータを分析すること。
 - (e) 漁獲の方法又は水準について提案された変更及び提案された保存管理措置の潜在的な影響を評価すること。
 - (f) 保存管理措置及び調査に関する報告又は勧告を指示又は自己の発意によって委員会に送付すること。
- 5 科学委員会は、その任務の遂行に当たり、他の漁業管理機関、技術機関及び科学機関の作業を考慮するよう努める。
- 6 科学委員会の第一回会合は、委員会の第一回会合の後三箇月以内に開催する。

7 科学委員会は、その会合の運営及びその任務の遂行のための手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。当該手続規則及びその改正は、委員会により承認されなければならない。当該手続規則には、少数派によって作成された報告を提出するための手続を含める。

8 科学委員会は、委員会の承認を得て、科学委員会の任務の遂行に必要な補助機関を設置することができる。

第十一条 事務局

1 委員会は、委員会が決定する手続及び条件に従って事務局長を任命する。

2 事務局長は、四年の任期で任命されるものとし、更に四年を超えない任期について一回に限り再任されることができる。

3 委員会は、必要な事務局の職員を認めるものとし、事務局長は、委員会が承認する職員に関する規則に従って、職員を任命し、指揮し、及び監督する。

4 事務局長及び事務局は、委員会が委任する任務を遂行する。

第十二条 財政及び予算

- 1 委員会は、各年次会合において機関の予算を採択する。委員会は、予算の規模を決定するに当たり、費用対効果の原則に妥当な考慮を払う。
- 2 事務局長は、機関の次の会計年度の予算案を作成し、委員会の年次会合の六十日前までに締約国に送付する。
- 3 各締約国は、予算に係る分担金を支払う。各締約国による分担金は、均等な基本額及びこの条約の対象となる種の条約水域における総採捕量に基づく額の組合せに従うものとする。委員会は、各締約国の経済的状况を考慮しつつ、分担金に適用する割合を採択し、及び改正する。条約水域に接続する領域を有する締約国については、経済的状况とは、当該領域の経済的状况をいう。
- 4 この条約の効力発生の後最初の三年間又は委員会が決定するそれより短い期間については、各締約国の分担金の額は、均等なものとする。
- 5 委員会は、その任務の遂行に関連した目的のために、組織、個人その他のものに対し財政的拠出その他の形式による援助を要請し、及びこれらの援助を受けることができる。
- 6 機関の財政的活動（3に規定する分担金の割合を含む。）は、委員会が採択する財政規則に従って行わ

れるものとし、委員会が任命する独立した会計監査人による年次監査を受ける。

7 各締約国は、機関の組織の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

8 機関に対し二年間を超えて支払が延滞している締約国は、委員会が別段の決定を行わない限り、

(a) 委員会による決定に参加することができない。

(b) 延滞している金額を機関に支払うまでの間、委員会が採択する措置を受諾しない旨の通告を行うことができない。

第十三条 締約国の義務

1 各締約国は、条約水域内の自国の活動に関し、次のことを行う。

(a) この条約の対象となる漁業資源に関する科学的、技術的及び統計的データを収集し、及び交換すること。

(b) 効果的な資源評価を促進するために十分に詳細なデータが収集され、かつ、委員会の要請を満たすためにデータが適時に提供されることを確保すること。

(c) 当該データの正確性を検証するための適当な措置をとること。

- (d) 委員会が要求する統計的及び生物学的データ及び情報その他のデータ及び情報を機関に毎年提供する
こと。
- (e) 採捕量及び漁獲努力量に関する信頼し得る統計の編集を促進するため、自国の漁獲活動に関する情報
(漁獲水域及び漁船に関する情報を含む。)を、委員会が要求する方法及び間隔で、機関に提供するこ
と。
- (f) 委員会が採択する保存管理措置を実施するためにとる措置に関する情報を、委員会が要求する間隔
で、委員会に提供すること。
- 2 各沿岸国は、ストラドリング魚類資源に関連して自国の管轄の下にある水域で行われる活動について、
 - 1 の規定に従って要求されるデータを機関に提供する。
 - 3 各締約国は、この条約並びに委員会が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施する。
 - 4 各締約国は、委員会が採択する措置の実効性を確保するため、委員会が採択する措置及び国際法に従つ
て適当な措置をとる。
- 5 各締約国は、この条の規定に従ってとった実施措置及び遵守措置(違反に対して課した制裁を含む。)

についての年次報告を委員会に送付する。

6 (a) 各締約国は、自国民であつて条約水域において漁獲を行うもの及び自国の産業界によるこの条約の遵守を確保するため、旗国の責任の優位性を害することなく、最大限可能な範囲で、措置をとり、又は協力する。各締約国は、自国がとる措置を委員会に定期的に通報する。

(b) 委員会が締約国に与える漁獲の機会は、締約国の旗を掲げる船舶によつてのみ行使される。

7 各沿岸国は、自国の管轄の下にある水域であつて条約水域に接続するものにおける漁業資源について採択した措置を機関に定期的に通報する。

8 各締約国は、この条約に従つて負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利を権利の濫用とならないように行使する。

第十四条 旗国の義務

1 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する保存管理措置及び監督措置を遵守すること並びに当該保存管理措置及び監督措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。

2 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶に関しこの条約に基づく責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲のために使用することを許可する。

3 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶に関し適切な措置をとる。当該措置については、委員会が採択する措置に従うものとし、また、当該委員会が採択する措置を実施し、かつ、既存の国際慣行を考慮するものとする。そのような措置には、特に、次のものを含める。

(a) 自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する措置に対して違反を犯している容疑がある場合において、旗国としてこれについて速やかに調査を行うこと及び当該違反の容疑に対してとる行動について十分な報告を行うことを確保するための措置

(b) 漁獲を行う許可を与えることによる条約水域における自国の旗を掲げる船舶の規制

(c) 条約水域において漁獲を行う許可を与えた漁船に関する自国の記録の作成及び委員会と共有するための当該記録の定期的な提供

(d) 漁船及び漁具の識別のための標識の義務付け

(e) 船舶の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の採捕量、陸揚量、転載量、漁獲努力量その他の関連する

漁業データの記録並びに適時の報告の義務付け

(f) 保存管理措置の実効性が損なわれないことを確保するための転載の規制

(g) 委員会が合意する任務を遂行するための他の締約国のオブザーバーの乗船等を認める措置

(h) 委員会が合意する船舶監視システムの使用を義務付ける措置

4 各締約国は、条約水域に接続する水域において、当該接続する水域及び条約水域に存在する資源を対象として自国の旗を掲げる船舶により許可なく行われる漁獲が委員会の合意する措置を損なわないことを確保する。

第十五条 寄港国の義務及び寄港国がとる措置

1 この条約に従って寄港国がとる措置については、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置を国際法に従ってとる寄港国の権利及び義務が十分に考慮されるものとする。

2 各締約国は、漁船が自国の港又は沖合の係留施設に任意にとどまる場合には、委員会が合意する措置に従い、特に、当該漁船上の書類、漁具及び採捕物を検査する。

3 各締約国は、この条約の対象となる資源の採捕物が、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶により委員

会が採択する保存管理措置の実効性を損なう方法で採捕されたと認める場合には、委員会が合意する措置に従い、当該船舶による陸揚げ及び転載を禁止する規則を国際法に従って採択する。

4 寄港国は、締約国の船舶による委員会が採択する保存管理措置及び監督措置の違反があったと認める場合には、関係する旗国及び適当な場合には委員会の注意を喚起する。当該寄港国は、当該旗国及び委員会に対し、その事案についての十分な資料（検査の記録を含む。）を提供する。この場合には、当該旗国は、当該事案に関してとった措置の詳細を委員会に提出する。

5 この条のいかなる規定も、国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。

6 この条の規定に基づくすべての措置は、国際法に従ってとるものとする。

第十六条 監視、検査、遵守及び取締り

1 締約国は、条約水域において、自国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に関する自国による旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度（以下「制度」という。）を委員会を通じて確立する。制度は、委員会が合意する保存管理措置の遵守を確保するため、この条約及び適

当な場合には千九百九十五年の協定に基づく締約国の義務を締約国が効果的に履行することを確保することを主要な目的とする。

2 委員会は、制度を確立するに当たり、特に、次の原則を指針とする。

- (a) 制度の効果的な実施を確保するため、締約国間の協力を促進すること。
- (b) 制度が本質的に公平かつ無差別なものであること。
- (c) 委員会が合意する保存管理措置の遵守を検証すること。
- (d) 委員会が合意する措置に違反する侵害の報告について迅速な行動をとること。

3 2の原則を適用するに当たり、制度には、次のものを含める。

- (a) 監督措置（船舶に対する漁獲の許可、船舶及び漁具の標識、漁獲活動の記録並びに人工衛星による監視等の手法による船舶の移動及び活動に関する準リアルタイムの報告を含む。）
- (b) 海上及び港における検査計画（相互主義に基づく船舶に対する乗船及び検査のための手続を含む。）
- (c) 監視の実施に関する共通の基準に基づくオブザーバー計画（特に、締約国の旗を掲げる船舶への当該

締約国の同意を得て行われる他の締約国によるオブザーバーの配置に関する取決め、漁船及び漁業調査

船の大きさ及び種類に応じた適当な乗船率並びに保存管理措置に対する明らかな違反に関する情報についてのオブザーバーによる報告のための措置であつてオブザーバーの安全を確保する必要性を考慮するものを含む。)

(d) 制度の下で発見された違反に対するその後の手続（調査に関する基準、報告手続、訴訟手続及び制裁の通報並びに他の取締活動を含む。）

4 制度は、多数国間の、かつ、統合的な性格を有するものとする。

5 条約水域において、締約国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に関する締約国の旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、この条約の不可分の一部を成す附属書に規定する暫定的措置をこの条約の効力発生の時から適用する。当該措置は、制度が確立されるまでの間又は委員会が別段の決定を行うまでの間、効力を有する。

6 委員会は、この条約の効力発生から二年以内に委員会による制度の確立に至らない場合には、この条約及び適当な場合には千九百九十五年の協定に基づく締約国の義務を締約国が効果的に履行することを強化するため、いずれかの締約国の要請により、乗船及び検査の手続の採択に関する緊急の検討を行う。この

目的のため、委員会の特別会合を開催することができる。

第十七条 意思決定

1 実質事項に関する委員会の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行う。ある事項が実質事項であるか否かの問題は、実質事項として取り扱う。

2 1に規定する事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。

3 この条約に従って意思決定が行われる場合には、一の地域的な経済統合のための機関は、一の票のみを有する。

第十八条 他の組織との協力

1 機関は、適当な場合には、国際連合食糧農業機関及び他の専門機関と相互の関心事項について協力する。

2 機関は、条約水域における海洋生物資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保に関心を有する他の政府間機関との作業上の協力関係であって、当該政府間機関の作業に貢献することができるものを発展させる。

せるよう努める。

3 委員会は、この条に規定する組織及び適当な場合には他の組織と取決めを行うことができる。委員会は、これらの組織に対し、委員会又は機関の補助機関の会合にオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

4 機関は、第二条及び第三条の規定を漁業資源に適用するに当たり、他の関連する漁業管理機関と協力するものとし、また、当該漁業管理機関が地域に適用する保存管理措置を考慮する。

第十九条 保存管理措置の一貫性

1 締約国は、公海及び国の管轄の下にある水域におけるストラドリング魚類資源に関し採択される保存管理措置の一貫性を確保する必要性を認識する。このため、締約国は、条約水域及びいずれかの締約国の管轄の下にある水域に存在する漁業資源について、一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。適当な締約国及び委員会は、当該保存管理措置の一貫性を促進する。この一貫性は、千九百八十二年の条約第六十一条及び第百十九条の規定に従ってとられる措置を損なわない方法で確保されるものとする。

2 沿岸国及び委員会は、1の規定の適用上、1に規定する漁業資源を対象とする漁業に関するデータ及び当該資源の状態に関する統計的データの報告及び交換のための基準を作成し、及び当該基準について合意する。

3 各締約国は、この条の規定に従ってとる措置及び同規定に従って行う決定について常時委員会に通報する。

第二十条 漁獲の機会

1 委員会は、漁獲の機会への参加の権利の性質及び範囲を決定するに当たり、特に、次の事項を考慮する。

(a) 漁業資源（その他の海洋生物資源を含む。）の状態及び現在の漁獲努力量。この場合において、委員会は、科学委員会の助言及び勧告を考慮する。

(b) 条約水域におけるそれぞれの利益、過去及び現在の漁獲の態様（採捕量を含む。）並びに慣行

(c) 漁業の発展段階

(d) 自国の管轄の下にある水域に資源が存在する開発途上国の利益

- (e) 条約水域における漁業資源の保存及び管理に対する貢献（情報の提供、調査の実施並びに効果的な監視、規制、監督及び取締りのための協力の仕組みを設けるためにとる措置を含む。）
 - (f) 新規又は探査中の漁場への貢献。この場合において、委員会は、千九百九十五年の協定第六条6に規定する原則を考慮する。
 - (g) 南東大西洋の資源の漁獲に主として依存している漁獲を営む沿岸地域の必要性
 - (h) 自国の経済が漁業資源の開発に依存する度合いが極めて高い沿岸国の必要性
- 2 委員会は、1の規定を適用するに当たり、特に、次のことを行うことができる。
- (a) 締約国に対し、年間割当量の配分又は漁獲努力量の制限を設定すること。
 - (b) 探査及び科学的調査のための採捕量を配分すること。
 - (c) 必要な場合には、この条約の非締約国のための漁獲の機会を別に設けること。
- 3 委員会は、締約国による保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を考慮しつつ、合意される規則に従うことを条件として、締約国の割当量の配分、漁獲努力量の制限及び漁獲の機会への参加について検討する。

第二十一条 地域における開発途上国の特別な要請の認識

- 1 締約国は、漁業資源の保存、管理及び開発に関する地域の開発途上国の特別な要請を十分に認識する。
- 2 締約国は、この条約の対象となる資源の保存管理措置を定めることに協力する義務を履行するに当たり、特に次の事項に関する地域の開発途上国の特別な要請を考慮する。
 - (a) 海洋生物資源の利用（自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む。）に依存する地域の開発途上国のぜい弱性
 - (b) 自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者及び女性の漁業労働者に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者による漁場の利用可能性を確保する必要性
 - (c) 当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に地域の開発途上国に転嫁されないことを確保する必要性
- 3 締約国は、委員会及び漁業資源の管理に関与する他の小地域的又は地域的機関を通じて、協力して次のことを行う。
 - (a) 漁業資源の保存及び管理並びに漁業資源に関する漁場の開発のための地域の開発途上国の能力を高め

ること。

(b) 漁業資源を漁獲する可能性のある地域の開発途上国がこれらの漁業資源を対象とした漁業に参加することができるよう、当該開発途上国を援助すること（この条約に従って漁業への参加を容易にすることを含む。）。

4 この条に定める目的のための地域の開発途上国との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助及び技術移転の提供並びに次の事項を対象とする活動を含める。

(a) 漁場のデータ及び関連する情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じたこの条約の対象となる漁業資源の保存及び管理の改善

(b) 資源評価及び科学的調査

(c) 監視、規制、監督、遵守及び取締り（地方の段階における訓練及び能力の開発、国の及び地域的なオプザーバー計画の開発、これらの計画に対する資金供与並びに技術取得及び設備利用の機会を含む。）

第二十二条 この条約の非締約国

1 締約国は、委員会の採択する保存管理措置が条約水域におけるすべての漁獲活動に適用されることを確

保することを目的として、この条約の非締約国の船舶が条約水域において漁獲を行う場合には、当該非締約国に対し、この条約の締約国になることにより、又は委員会の採択する保存管理措置の適用に同意することにより、機関に十分協力するよう直接に又は委員会を通じて要請する。当該非締約国は、関連する資源に関する保存管理措置の遵守についての約束に応じて、漁場への参加による利益を享受する。

2 締約国は、この条約の非締約国の旗を掲げる漁船が条約水域において漁獲操業に従事している場合には、締約国間で又は委員会を通じて当該漁船に関する情報を交換することができるものとし、また、当該漁船の活動及びこの条約の非締約国が漁獲に対してとる措置を委員会に通報する。委員会は、当該漁船の活動についての情報を、他の適当な地域的又は小地域的機関又は枠組みと共有する。

3 締約国は、直接に又は委員会を通じ、この条約の非締約国の漁船が委員会の採択する保存管理措置の実効性を損なう漁獲活動を行うことを抑止するため、国際法に合致し、及び必要かつ適当と認める措置をとることができる。

4 締約国は、保存管理措置を条約水域における漁獲活動にできる限り広範に事実上適用することを目的として、条約水域に漁船を有する漁業主体に対し、保存管理措置の実施について機関に十分協力するよう個

別に又は共同して要請する。当該漁業主体は、資源に関する保存管理措置の遵守についての約束に応じ、漁場への参加による利益を享受する。

5 委員会は、この条約の非締約国に対し、委員会又は機関の補助機関の会合にオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

第二十三条 実施

1 委員会が採択する保存管理措置及び監督措置は、次の方式により締約国について拘束力を生ずる。

(a) 事務局長は、委員会によるこれらの措置の採択の後、すべての締約国に対し、当該措置を書面により速やかに通報する。

(b) 当該措置は、当該措置に別段の定めがある場合を除くほか、委員会による当該措置の採択についての事務局による(a)の規定に基づく通報の後六十日で、すべての締約国について拘束力を生ずる。

(c) いずれかの締約国が(a)に規定する通報の後六十日以内に措置を受諾することができない旨を委員会に通告した場合には、当該締約国は、その通告により表明した範囲において当該措置に拘束されない。もつとも、他のすべての締約国は、委員会が別段の決定を行わない限り、当該措置に拘束される。

- (d) (c)の規定に基づいて通告を行う締約国は、同時に当該通告を行う理由についての書面による説明及び、適当な場合には、当該締約国が実施しようとする代替的な措置についての提案を提出する。この説明は、特に、当該通告が次のいずれの理由に基づくかを特定するものとする。
 - (i) 当該締約国は、当該措置がこの条約に適合しないと認めるため
 - (ii) 当該締約国は、実行可能性の観点から、当該措置を遵守することができないため
 - (iii) 当該措置が当該締約国を法律上又は事実上不当に差別するものであるため
 - (iv) 他の特別な事情によるため
- (e) 事務局長は、(c)及び(d)の規定に従って受領する通告及び説明の詳細をすべての締約国に速やかに送付する。
- (f) いずれかの締約国が(c)及び(d)に規定する手続を援用した場合には、委員会は、他のいずれかの締約国の要請により、当該措置を見直すために会合する。いずれの締約国も、その会合の時及びその会合の後三十日以内に、当該措置を受諾できなくなった旨を委員会に通告する権利を有する。その通告が行われた場合には、当該締約国は、当該措置に拘束されない。

(g) いずれの締約国も、見直されるべき当該措置に関して必要とされることがある暫定的措置について(c)及び(d)に規定する手続が援用された後に勧告を行うために次条の規定に基づいて設置される特別の専門家委員会の開催を、(f)の規定に基づいて招集された見直しのための会合が結論に達するまでの間に要請することができる。3の規定に従う場合を除くほか、当該暫定的措置は、すべての締約国(c)及び(d)の規定に基づいて当該措置を受諾することができない旨を表明したものを除く。)が当該暫定的措置がなければこの条約の対象となる資源の長期的な持続可能性が損なわれると合意する場合には、すべての締約国に対して拘束力を有する。

2 1に規定する手続を援用する締約国は、保存管理措置及び監督措置を受諾しない旨の通告をいつでも撤回することができる。当該締約国は、これらの措置が既に効力を生じている場合には直ちに、その他の場合には当該措置がこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該措置に拘束される。

3 この条の規定は、紛争解決の他のあらゆる方法(この条に規定する手続を含む。)が尽くされた場合において、次条に規定するこの条約の解釈又は適用に関する紛争の解決手続を援用する締約国の権利を害するものではない。

第二十四条 紛争解決

- 1 締約国は、紛争を防止するために協力する。
- 2 この条約の解釈又は実施に関して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、当該紛争を解決することを目的として、又は交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決若しくはこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により当該紛争が解決されることを目的として、これらの締約国間で協議を行う。
- 3 二以上の締約国間の紛争が技術的な性質を有し、かつ、これらの締約国間で当該紛争を解決することができない場合には、これらの締約国は、委員会がその第一回会合で採択する手続に従って設置される特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、関係締約国と協議し、及び紛争解決のための拘束力を有する手続によることなく、当該紛争を速やかに解決するよう努める。
- 4 紛争が、2に規定する協議の後合理的な期間内に解決に向けて付託されない場合又はこの条に規定する他の手段によって合理的な期間内に解決されない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、千九百八十二年の条約第XV部に規定する紛争解決手続又は当該紛争が一以上のストラドリング資源

に関するときは千九百九十五年の協定第Ⅷ部の規定に従って、拘束力を有する決定に付する。千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定の関連部分は、紛争当事国がこれらの条約又は協定の締約国であるかを問わず、適用する。

5 この条の規定に従って紛争が付託された裁判所又は専門家委員会は、関係する魚類資源の保存を確保することを目的として、この条約、千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定の関連規定、一般に認められた海洋生物資源の保存及び管理のための基準並びに千九百八十二年の条約及び千九百九十五年の協定に適合する国際法の他の規則を適用する。

第二十五条 署名、批准、受諾及び承認

1 この条約は、二千一年四月二十日にナミビアのウイントフックにおいて、その後二千一年四月二十日の採択から一年の間は国際連合食糧農業機関本部において、二千一年四月二十日にウイントフックで開催された南東大西洋漁業機関に関する会合に参加したすべての国及び地域的な経済統合のための機関並びにその船舶が条約水域においてこの条約の対象となる漁業資源を漁獲しているか又はこの条約の採択に先立つ四年間に漁獲したことのあるすべての国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放して

おく。

2 この条約は、1に規定する国及び地域的な経済統合のための機関により、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合食糧農業機関事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

第二十六条 加入

1 この条約は、沿岸国並びにその船舶が条約水域においてこの条約の対象となる漁業資源を漁獲している他のすべての国及び地域的な経済統合のための機関による加入のために開放しておく。

2 この条約は、前条に規定する締約国としての資格を有する地域的な経済統合のための機関以外の地域的な経済統合のための機関であつて、その構成国の一以上からこの条約の対象となる事項に関する権限の全部又は一部の委譲を受けたものによる加入のために開放しておく。そのような地域的な経済統合のための機関の加入については、委員会の作業への参加条件に関する委員会における協議の対象とする。

3 加入書は、寄託者に寄託する。この条約の効力発生の日の前に寄託者が受領する加入書は、この条約の効力発生の日の後三十日で効力を生ずる。

第二十七条 効力発生

この条約は、少なくとも一の沿岸国の文書を含む三番目の批准書、加入書、受諾書又は承認書が寄託者に寄託された日の後六十日で効力を生ずる。この条約は、その効力発生の日後に批准書又は加入書を寄託する国又は地域的な経済統合のための機関については、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条 留保及び除外

この条約については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第二十九条 宣言及び声明

前条の規定は、国又は地域的な経済統合のための機関がこの条約の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、特にその国内法令をこの条約に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国又は地域的な経済統合のための機関についてこの条約を適用するに当たり、この条約の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第三十条 他の協定との関係

この条約は、千九百八十二年の条約及び千九百八十二年の条約と両立する他の協定の規定に基づく締約国の権利及び義務（他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

第三十一条 海域に関する主張

この条約のいかなる規定も、締約国が主張する水域の法的地位及び範囲に関し、当該締約国の主張又は立場に承認を与えるものではない。

第三十二条 改正

- 1 締約国は、この条約の改正をいつでも提案することができる。
- 2 改正案は、当該改正案の審議を提案する会合の少なくとも九十日前に書面により事務局長に通報する。事務局長は、当該改正案をすべての締約国に速やかに送付する。当該改正案は、締約国の過半数が当該改正案を議論するための特別会合の開催を要求する場合を除くほか、委員会の年次会合において審議する。特別会合は、九十日前までに通報することによって開催することができる。

3 事務局長は、委員会が採択する改正をすべての締約国に速やかに送付する。

4 改正は、すべての締約国が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十三条 脱退

1 締約国は、寄託者にあてた書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができるものとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、脱退の効力に影響を及ぼすものではない。脱退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、寄託者とその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 この条約からの締約国の脱退は、その脱退が効力を生ずる前に当該締約国が負ったこの条約に基づく財政的義務に影響を及ぼすものではない。

第三十四条 寄託者

1 この条約及びその改正の寄託者は、国際連合食糧農業機関事務局長とする。寄託者は、次のことを行う。

(a) この条約の署名国及びすべての締約国にこの条約の認証謄本を送付すること。

(b) この条約が効力を生じたときに、国際連合憲章第百二条の規定に従って国際連合事務総長にこの条約を登録すること。

(c) この条約の署名国及びすべての締約国に次の事項を通報すること。

- (i) 第二十五条及び第二十六条の規定に基づく批准書、加入書、受諾書及び承認書の寄託
- (ii) 第二十七条の規定に基づくこの条約の効力発生の日
- (iii) 第三十二条の規定に基づくこの条約の改正の効力発生の日
- (iv) 前条の規定に基づくこの条約からの脱退

2 寄託者の任務に係る使用言語は、英語とする。

第三十五条 正文

この条約は、英語及びポルトガル語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて英語及びポルトガル語によるこの条約に署名した。

二千一年四月二十日にウイントフックで、英語及びポルトガル語により原本一通を作成した。

(署名欄は省略)

附属書 暫定的措置（南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の当初の暫定的措置を二千六年十月四日の委員会の決定により改正したもの）に関する保存措置第七号（二千六年）

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締約国は、

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約が、条約水域において、締約国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に関する当該締約国による旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度の確立を予定していることを想起し、

南東大西洋漁業機関におけるこの制度が確立されるまでの間、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約附属書に規定する暫定的措置が適用されることに留意し、

締約国がその義務を効果的に履行することを可能とするため、南東大西洋漁業機関が必要な規制の遵守及び取締措置をとるべきであることを考慮して、

次のとおり協定した。

1 改正後の暫定的措置は、次のとおりとする。

許可を与えられた船舶に関する南東大西洋漁業機関の記録の作成

2 委員会は、この条約の対象となる種の漁獲を行う許可を与えられた漁船に関する南東大西洋漁業機関の記録を作成し、及び保持する。この措置の適用上、その記録に記載されていない漁船は、この条約の対象となる種について、漁獲を行い、船内に保持し、転載し、又は陸揚げする許可を与えられていないものとみなし、その漁船は、違法な、報告されない又は規制に服しない漁獲（以下「IUU漁獲」という。）を行っているものと判断される。

許可及び通報

3 各締約国は、条約水域において操業する許可を与えられる自国の船舶の表を、可能な場合には電子的手段により、二千七年七月一日までに、及びその後は毎年十二月一日までに事務局長に提出する。この表には、次の情報を含める。

- (i) 船名、登録番号、従前の船名（判明している場合に限る。）及び船籍港
- (ii) 従前の国旗（該当する場合に限る。）

- (iii) 国際無線通信呼出符号（該当する場合に限る。）
- (iv) 所有者の氏名及び住所
- (v) 建造された場所及び時期
- (vi) 船舶の種類
- (vii) 長さ
- (viii) 操業者（管理者）の氏名及び住所（該当する場合に限る。）
- (ix) 漁法の種類
- (x) 型深さ
- (xi) 最大幅
- (xii) 登録総トン数
- (xiii) 主たる推進機関の出力

4 各締約国は、最初の南東大西洋漁業機関の記録の作成の後、当該記録への追加、当該記録からの削除又は当該記録についての修正が生じたときはいつでも、それを速やかに事務局長に通報する。

5 事務局長は、南東大西洋漁業機関の記録を保持し、及び締約国により付された秘密の取扱いに係る要件の範囲内において、電子的手段（南東大西洋漁業機関のウェブサイトに掲載することを含む。）を通じ、その記録の公表を確保するための措置をとる。

6 各締約国は、次のことを行う。

(a) 自国の船舶がこの条約及びこの条約の保存管理措置に基づく当該船舶についての要件及び責任を果たすことができる場合に限り、当該船舶に対して条約水域において操業する許可を与えること。

(b) 自国の船舶が、関連するすべての南東大西洋漁業機関の保存管理措置を遵守することを確保するために必要な措置をとること。

(c) 南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶が、有効な船舶登録の証明書及び漁獲又は転載を行うための有効な許可証を船内に備え置くことを確保するために必要な措置をとること。

(d) 南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶が、過去にIUU漁獲の活動を行った事実を有しないよう、又は当該船舶がそのような事実を有するときは、その新たな所有者が、従前の所有者及び操業者が当該船舶について法律上、利益配分上若しくは財務上の利害関係若しくは支配を有していない旨

を示す十分な証拠を提供するよう、若しくはすべての関連する事実を考慮した上で当該船舶がIUU漁獲に従事しておらず、若しくは関連を有していないよう確保すること。

(e) 南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶の所有者及び操業者が、条約水域において南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶が行う漁獲活動に従事しておらず、又は関連を有していないことを国内法に基づき可能な範囲内で確保すること。

(f) 南東大西洋漁業機関の記録に記載される船舶の所有者に対する規制及び懲戒措置を効果的に実施するため、当該所有者が旗国である締約国内の市民又は法人であることを国内法に基づき可能な範囲内で確保するために必要な措置をとること。

7 各締約国は、6の規定に従ってとる国内の行動及び措置（懲戒及び制裁措置を含む。）を検討し、その検討の結果を二千年の委員会の会合時に、及びその後は毎年、開示に関する国内法に合致する方法により委員会に報告する。委員会は、その検討の結果を考慮しつつ、適当な場合には、南東大西洋漁業機関の記録に記載される船舶の旗国である締約国に対し、これらの船舶による南東大西洋漁業機関の保存管理措置の遵守を強化するため更なる行動をとることを要請する。

8 各締約国は、自国の関連法令に基づき、南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶がこの条約の対象となる種について、漁獲を行い、船内に保持し、転載し、及び陸揚げすることを禁止するための措置をとる。

9 各締約国は、南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶が、条約水域においてこの条約の対象となる種の漁獲又は転載に従事していることを疑うに足りる合理的な根拠を示す事実関係に関する情報を事務局長に通報する。

船舶の文書

10 各締約国は、次のことを行う。

(a) 自国の漁船及び漁業調査船が、それぞれ、自国の権限のある当局が発給し、及び認証した文書を船内に備え置くよう確保すること。当該文書には、少なくとも次のものを含める。

(i) 登録書

(ii) 漁獲を行うための又は漁業調査活動に従事するための免許、承認又は許可及びこれらに付される条

件

- (iii) 船名
- (iv) 船籍港及び登録番号
- (v) 国際無線通信呼出符号（該当する場合に限る。）
- (vi) 所有者及び該当する場合には傭船者の氏名及び住所
- (vii) 全長
- (viii) 主たる推進機関の出力（キロワット数又は馬力）
- (ix) すべての魚倉についての認証された図面又は説明書（立法フィート又は立法メートルでの貯蔵能力を含む。）

(b) (a)に規定する文書を定期的に確認すること。

(c) (a)に規定する文書及び情報の修正が自国の権限のある当局により認証されることを確保すること。

漁船の標識

11 各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられる自国の漁船又は漁業調査船が、漁船の標識及び識別に関する国際連合食糧農業機関の標準仕様その他の一般的に受け入れられている基準に従って、

容易に当該漁船又は漁業調査船を識別できるような標識を付することを確保する。

漁具の標識

- 12 各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられる自国の漁船又は漁業調査船が使用する漁具に、標識を付することを確保する。すなわち、海中に投じられる漁網、はえ縄及び漁具の端には、それらの位置及び範囲を表示するのに十分な、昼間用の旗又はレーダー反射器の付いた浮標及び夜間用の照明の付いた浮標を取り付ける。その照明は、視界が良好な場合において少なくとも二海里の距離から視認することができるものとするべきである。水面を浮遊する浮標その他の類似の浮遊物であって固定された漁具の位置を表示しようとするものは、いつでも、それらを使用する船舶の名称又は番号により明りように標示されるものとする。

漁獲活動に関する情報

- 13 各締約国は、自国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船のすべてが、ページ付きで製本された漁獲に関する操業日誌及び、適当な場合には、製品に関する操業日誌、貯蔵に関する計画書又は科学的調査に関する計画書を備え置くことを確保する。漁獲に関する操業日誌には、次の(a)から(c)までのものを含める。

- (a) 毎回の条約水域への入域及びそこからの出域
- (b) 種（付表一に規定する国際連合食糧農業機関の3アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとの生魚重量（キログラム）での累積的な採捕量及び船内に保持する生魚重量（キログラム）での採捕量の割合
- (c) 揚網ごとに、
 - (i) 生魚重量（キログラム）での種ごとの採捕量、船内に保持する生魚重量（キログラム）での種ごとの採捕量及び投棄された海洋生物資源の種ごとの見積量（キログラム）
 - (ii) 漁具の種類（針数、刺網の長さ等）
 - (iii) 投網及び揚網を行った経緯度の座標
 - (iv) 投網及び揚網を行った日時（協定世界時）
- (d) 日報の後、次の細目を速やかに操業日誌に記載する。
 - (i) 当該日報の送信の日時（協定世界時）
 - (ii) 無線送信の場合には、当該日報を送信する無線局の名称
- (e) 採捕物を加工し、若しくは冷凍する漁獲活動に従事する漁船及び適当な場合には漁業調査船は、次の

いずれかのことを行うものとする。

(i) 種（国際連合食糧農業機関3アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとに、生魚重量（キログラム）での累積的な生産量及び製品形態を製品に関する操業日誌に記録すること。

(ii) 漁船の船長が保持する貯蔵に関する計画書により種ごとの保管場所が特定されるような方法で、すべての加工された採捕物を貯蔵すること。

記録される数量は、船内に保持する数量と正確に合致するものとする。漁獲に関する操業日誌に記載される記録の原本は、漁船及び適当な場合には漁業調査船の船内に、少なくとも十二箇月間保管するものとする。

採捕量及び漁獲努力量についての報告

14 各締約国は、付表二に規定する仕様及び様式に従い、条約水域において採捕する種（付表一に掲げるもの）ごとの採捕量を四半期ごとに、トン単位で事務局長に報告する。その報告は、報告内容に該当する月を明示し、及び漁獲を行った四半期の末日の後三十日以内に提出する。事務局長は、暫定的な採捕量に関する統計の受領についての四半期ごとの期限の後十五日以内に、受領した情報を取りまとめ、締約国に送

付する。

船舶監視システム（VMS）

15 各締約国は、条約水域において操業し、かつ、他の権限のある地域的な漁業機関の管理及び保存のための制度の対象とならない種の漁獲を行う自国の船舶が人工衛星による船舶監視システムを実施することを確保し、及び次のことを確保する。

(a) 自国を旗国とする漁船の位置を旗国として継続的に追跡することができるよう自国の漁業監視センター（FMC）（陸上を基地とするもの）に情報を自動的に通報することができる自律的システムを当該船舶が備えていること。

(b) 漁船の船内に備え付けられた人工衛星追跡装置により、当該漁船が次のデータを継続的に収集し、及び旗国の漁業監視センターにいつでも送信することができるようにすること。

(i) 当該漁船の識別

(ii) 当該漁船の最新の地理的位置（経緯度）。この場合において、誤差は五百メートル未満の範囲内で、かつ、信頼区間は九十九パーセントとする。

(iii) 当該漁船の位置が報告された日時

16 各旗国は、15(b)の規定に基づいて必要とされる通報について、漁業監視センターが船舶監視システムを通じて受信することを確保するために必要な措置をとる。

17 各旗国は、自国の旗を掲げる漁船の船長が、人工衛星追跡装置を常時稼働させ、並びに当該人工衛星追跡装置により15(b)に掲げるデータが収集され、及び少なくとも二時間ごとに自動的に送信されることを確実にを行うことを確保する。漁船に備え付けられた人工衛星追跡装置が技術的に故障し、又は稼働しない場合には、当該人工衛星追跡装置については、一箇月以内に修理又は交換を行わなければならない。この期間が経過した後、漁船の船長は、欠陥のある人工衛星追跡装置を用いて漁獲のための航行を開始することを認められない。また、一箇月を超えて継続する漁獲のための航行期間中その装置が機能を停止し、又は技術的に故障した場合には、該当する船舶の入港後速やかに修理又は交換を行わなければならない、人工衛星追跡装置の修理又は交換が行われていない漁船は、漁獲のための航行を開始することを認められない。

18 各旗国は、欠陥のある追跡装置を備え付けている漁船が、少なくとも一日一回、15(b)に掲げるデータを含む報告を他の連絡手段（無線、ファクシミリ又はテレックス）で漁業監視センターに送付することを確

保する。

19 各旗国は、14から17までの規定に従って必要とされる報告につき、その受信後できる限り速やかに、遅くとも漁業監視センターが報告及び通報を受信した後二十四時間以内に、当該報告の写しを事務局長に提供する。

20 各旗国は、事務局長に送信する報告及び通報が付表三に規定するデータの交換の様式に従っていることを確保する。

船舶の移動及び採捕量についての通報

21 各締約国は、条約水域において漁獲を行う許可を与えられ、かつ、漁獲に従事する自国の漁船及び漁業調査船が、船舶監視システム又は他の適当な方法で、自己の移動及び採捕量についての報告を当該締約国の権限のある当局及び、当該締約国が希望する場合には、事務局長に通報することを確保する。報告の時期及び内容については、次の(a)から(c)までの規定に従うものとする。

(a) 入域の報告

この報告は、条約水域に入る前十二時間以内に、かつ、六時間前までに行うものとし、また、当該報

告には、入域の日、時刻、船舶の地理的位置及び船内の種（国際連合食糧農業機関の３アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとの生魚重量（キログラム）での漁獲量を含める。

(b) 採捕量の報告

この報告は、毎月末日に又は当該締約国の必要に応じより頻繁に、種（国際連合食糧農業機関の３アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとに生体重量（キログラム）で行う。

(c) 出域の報告

この報告は、条約水域から出る前十二時間以内に、かつ、六時間前までに行うものとし、また、当該報告には、出域の日、時刻、船舶の地理的位置、漁獲日数及び条約水域における漁獲開始の後又は最後の採捕量の報告の後における種（国際連合食糧農業機関の３アルファ・コードの欄に掲げるもの）ごとの生魚重量（キログラム）での採捕量を含める。

資源評価に寄与するための科学的な監視及び情報収集

22 各締約国は、条約水域内において操業し、かつ、他の権限のある地域的な漁業機関の保存及び管理のための制度の対象となっていない種を漁獲対象種としている自国のすべての漁船が、資格を有する科学視察

員を乗船させることを確保する。旗国は、関連するデータを科学委員会が指定する様式に従い事務局長に送付することを確保する。

23 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶に関し、条約水域から出た後三十日以内に22に規定するデータを提出することを義務付ける。当該締約国は、集計される前の個々のデータの秘密性を保持する必要性を考慮しつつ、可能な限り速やかに事務局長に情報の写しを提供する。

24 22及び23に規定するデータは、この暫定的措置の効力発生の後六箇月以内に、最大限可能な範囲で、旗国から適切に任命された視察員が収集し、及び検証する。

非締約国の船舶の視認

25 締約国の旗を掲げる漁船は、条約水域において非締約国の旗を掲げる船舶により行われている可能性があるある漁獲活動に関する情報について、自己の旗国に報告するものとする。この情報には、特に次のものを含める。

(a) 船名

(b) 船舶の登録番号

(c) 船舶の旗国

(d) 視認した船舶に関するその他の関連する情報

26 各締約国は、この情報をできる限り速やかに事務局長に提出する。事務局長は、参考のため及び南東大
西洋漁業機関の次の年次会合における検討のため、締約国にこの情報を送付する。

最終規定

27 南東大西洋漁業機関保存措置第一号（二千五年）は、この措置の効力発生の際に効力を失う。

付表一 魚種コード

国際連合食糧農業機関の3 アルファ・コード		種		ラテン名	
ALF	きんめだい	ベリシダエ科			
HOM	まあじ	トラクルス属に属する種			
MAC	さば	スコムベル属に属する種			
ORY	ひうちだい	ホプロステス属に属する種			
SKA	がんぎえい	ラジダエ科			
SKH	さめ	セラチヨモルフア目			
EDR	くさかりつぼだい	プセウドペンタセロス属に属する種			
CDL	やせむつ	エピゴヌス属に属する種			
CGE	ディープシー・レッド・クラブ	チャセオン・マリタエ			

ORD	WRF	HKC	TOP	SQC	OCZ
おおめまとうだい	レックフィッシュ	ヘイク	めろ	いか	たこ
オレソマチダエ科	ポリプリオン・アメリカナス	メルルシウス属に属する種	デイソステイクス・エレギノイデス	ロリギニダエ科	オクトポジダエ科

付表二 採捕量についての報告の様式

条約水域における採捕量に関する「報告」

年月	通報の種類	記録時刻	記録日	記録番号	送付元	あて先	記録の開始	データの要素
Y M	T M	R T	R D	R N	F R	A D	S R	分野符号
M	M	M	M	M	M	M	M	必須(M)／選択(O)
報告の詳細 報告に係る年月	通報の詳細 通報の種類REPは、漁業資源の暫定的な採捕量に関する月別統計の報告を示す。	通報の詳細 送信の時刻	通報の詳細 送信の日付	通報の詳細 該当する年の通報の一連番号	通報の詳細 報告を送信する締約国	通報の詳細 送付先XSEは南東大西洋漁業機関を示す。	システムの詳細 記録の開始を示す。	注釈

各データの送信は、次の方法に基づく。

関連水域	R A	O	報告の詳細 採捕が行われた小水域
採捕量	C A	M M	報告の詳細 該当する締約国の船舶が、条約水域において採捕した種ごとの総採捕量。必要に応じ、複数の種についてまとめて報告することを認める。
種 生魚重量	C C	M M	国際連合食糧農業機関の魚種コード トン（二トン未満の端数は四捨五入する。）
記録の終了	E R	M	システムの詳細 記録の終了を示す。
累積採捕量	C C	M M	報告の詳細 報告が行われる年の始めからの種ごとの総採捕量。必要に応じ、複数の種についてまとめて報告することを認める。

ダブル・スラッシュ(//)及び「SR」の文字は、通報の開始を示す。

ダブル・スラッシュ(//)及び分野符号は、データの要素の開始を示す。

シングル・スラッシュ(/)は、分野符号とデータとを分離する。

複数のデータをまとめて報告する場合には、空欄によって分離する。

「ER」の文字の後のダブル・スラッシュ(//)は、記録の終了を示す。

付表三 船舶監視システムにおける報告の様式

旗国の漁業監視センターが探知する条約水域における位置の報告であって最初に送信されるものについては、「ENT」をもって明示する。その後のすべての位置の報告については、「POS」をもって明示する。ただし、条約水域外において最初に特定される位置の報告については、「EXI」をもって明示する。事務局は、旗国が要求する場合には、「RET」をもって明示する返信通報を用いてすべての電子的報告の受信を確認する。

通報の配列は次のとおりとする。

報告	分野符号	注釈
入域	ENT	条約水域内にあると探知される船舶からの最初の位置の報告
位置	POS	二時間ごとの位置の報告
出域	EXI	条約水域外にあると探知される船舶からの最初の位置の報告

前記によって明示される報告には、次の情報を含める。

データの要素	分野符号	必須(M)／選択(O)	注釈
緯度（小数点以下第一位まで）	L T	M	活動の詳細 送信時の船舶の位置
外部登録番号	X R	O	船舶の登録の詳細 船舶のサイド番号
国内参照番号	I R	O	3コードの後に番号を記入する。 船舶の登録の詳細 旗国における固有の船舶番号。旗国のISO
船名	N A	O	船舶の登録の詳細 船名
航行番号	T N	O	活動の詳細 該当する年の漁獲のための航行の一連番号
無線通信呼出符号	R C	M	船舶の登録の詳細 国際無線通信呼出符号
通報の種類	T M	M	S又はEXIを適宜表示する。 通報の詳細及び種類 入域、位置又は出域に応じて、ENT、PO
あて先	A D	M	通報の詳細 送付先 南東大西洋漁業機関事務局(XSE)
記録の開始	S R	M	システムの詳細 記録の開始を示す。

経度（小数点以下第一位まで）	LG	M	活動の詳細 送信時の船舶の位置
日付	DA	M	通報の詳細 送信の日付
時刻	TI	M	通報の詳細 送信の時刻
記録の終了	ER	M	システムの詳細 記録の終了を示す。

各データの送信は、次の方法に基づく。

ダブル・スラッシュ（//）及び「SR」の文字は、通報の開始を示す。

ダブル・スラッシュ（//）及び分野符号は、データの要素の開始を示す。

シングル・スラッシュ（/）は、分野符号とデータとを分離する。

複数のデータをまとめて報告する場合には、空欄によって分離する。

「ER」の文字の後のダブル・スラッシュ（//）は、記録の終了を示す。